五　法第四十一条の二第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第五条第二項及び第三項（第四十三条の四において準用する場合に限る。）、第六条（第四十三条の四において準用する場合に限る。）、第四十三条の二第一号、第四十三条の三第一号、第五十一条（第九十三条の五、第百二十五条の四、第百六十二条の四及び第百七十一条の四において準用する場合に限る。）、第七十九条第二項（第九十三条の五、第百六十二条の四及び第百七十一条の四において準用する場合に限る。）、第八十三条第五項（第九十三条の五において準用する場合に限る。）、第九十三条の二第一号、第九十三条の三第二号、第九十三条の四第四号、第百二十五条の二第二号、第百二十五条の三第二号、第百六十二条の二第二号、第百六十二条の三第四号、第百七十一条の二第二号並びに第百七十一条の三第四号の規定による基準

六　法第四十一条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第九十三条の三第一号、第百二十五条の二第一号、第百二十五条の三第一号、第百六十二条の二第一号及び第百七十一条の二第一号の規定による基準

七　法第四十一条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第九条（第四十三条の四、第九十三条の五、第百二十五条の四、第百六十二条の四及び第百七十一条の四において準用する場合に限る。）、第十一条（第四十三条の四、第九十三条の五、第百二十五条の四、第百六十二条の四及び第百七十一条の四において準用する場合に限る。）、第二十七条（第四十三条の四において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十三条の四、第九十三条の五、第百二十五条の四、第百六十二条の四及び第百七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十条（第四十三条の四、第九十三条の五、第百二十五条の四、第百六十二条の四及び第百七十一条の四において準用する場合に限る。）、第七十三条（第九十三条の五、第百二十五条の四、第百六十二条の四及び第百七十一条の四において準用する場合に限る。）、第八十五条（第九十三条の五において準用する場合に限る。）及び第百六十条第四項（第百六十二条の四及び第百七十一条の四において準用する場合に限る。）の規定による基準

八　法第四十一条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第九十三条の四第二号、第百六十二条の三第二号及び第百七十一条の三第二号の規定による基準

九　法第四十三条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第五条（第七条において準用する場合を含む。）、第六条（第七条及び第百二十八条において準用する場合を含む。）、第五十条、第五十一条（第八十条、第百十六条、第百五十七条、第百六十七条、第百七十七条、第百八十七条、第百九十九条、第二百六条の四及び第二百六条の十五において準用する場合を含む。）、第七十八条、第七十九条第二項（第百五十七条、第百六十七条、第百七十七条、第百八十七条及び第百九十九条において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項、第百十五条、第百二十七条、第百五十六条、第百六十条第三項（第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第百六十六条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十六条（第百九十九条において準用する場合を含む。）、第二百六条の三、第二百六条の十四、第二百八条、第二百九条（第二百十三条の五及び第二百十三条の十四において準用する場合を含む。）、第二百十三条の四、第二百十三条の十四及び第二百十五条の規定による基準　（新設）

五　法第四十三条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第五条（第七条において準用する場合を含む。）、第六条（第七条及び第百二十八条において準用する場合を含む。）、第五十条、第五十一条（第八十条、第百十六条、第百五十七条、第百六十七条、第百七十七条、第百八十七条及び第百九十九条において準用する場合を含む。）、第七十八条、第七十九条第二項（第百五十七条、第百六十七条、第百七十七条、第百八十七条及び第百九十九条において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項、第百十五条、第百二十七条、第百五十六条、第百六十条第三項（第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第百六十六条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十六条（第百九十九条において準用する場合を含む。）、第二百六条の三、第二百八条、第二百九条（第二百十三条の五において準用する場合を含む。）、第二百十三条の四及び第二百十五条の規定による基準　（新設）